

「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者、乳幼児を同伴する者その他の移動や宿泊に困難を伴う者（以下「高齢者・障害者等」という。）の受入に積極的に取り組むことを宣言した宿泊施設を登録する「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する次の用語は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 宣言施設 第7条により決定を受けた宿泊施設をいう。
- (2) 登録施設 第8条により決定を受けた宿泊施設をいう。

(対象施設)

第3条 本制度の対象となる施設は、以下に掲げるものとする。

- (1) 兵庫県において、旅館業法第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」または同条第3項に規定する「簡易宿所営業」を行っている施設
 - (2) 兵庫県において、住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出をし、第2条第3項に規定する「住宅宿泊事業」を行っている施設
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は本制度の対象としない。
- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供する施設
 - (2) 暴力団員である者又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいる事業者が営む施設
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、知事が特に除外すべきものと認める施設

(宣言施設の要件)

第4条 宣言施設は、以下に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) チェックリスト（様式第1号）による自己診断を行っていること。
- (2) 高齢者・障害者等に配慮した従業員向け接遇研修を、宣言申請日を起算日とする過去1年以内に行っていること。または県が実施するユニバーサルツーリズムおもてなし研修（以下「おもてなし研修」という。）を従業員が宣言申請日を起算日とする過去1年以内に受講していること。

(登録施設の基準)

第5条 登録施設は、以下に掲げる基準をすべて満たさなければならない。

- (1) 前条による宣言を行っていること。
- (2) チェックリスト（様式第1号）のすべてのチェック項目で1つ以上の取組項目をクリアし、かつ、クリアした取組項目の合計が35項目以上であること。

(申請方法)

第6条 宣言施設または登録施設の決定を受けようとする宿泊施設は、申請書（様式第2号）

に以下に掲げる資料を添付し、知事に申請するものとする。

- (1) チェックリスト（様式第1号）
- (2) 宣言施設の決定を受けようとする宿泊施設については、第4条第2号に規定する研修の内容や日時がわかる資料（ただし、おもてなし研修を受講した場合は提出を要しない。）
- (3) その他知事が必要と判断したもの

（宣言施設の決定）

第7条 知事は、宣言施設の決定を受けようとする宿泊施設から前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、また、必要に応じて現地調査を行い、適正と認めた場合には、宣言を決定し、宣言証（様式第4号）を交付するものとする。

2 知事は、前項により決定した宣言施設の名称、所在地及びチェックリストの結果等を兵庫県公式観光サイト（以下「公式観光サイト」という。）で公表するものとする。

3 宣言施設の決定の有効期間は、宣言証の交付日から起算して5年間とする。

（登録施設の決定）

第8条 知事は、登録施設の決定を受けようとする宿泊施設から第6条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、また必要に応じて現地調査を行い、適正と認めた場合には、登録を決定し、登録証（様式第5号）を交付するものとする。

2 知事は、前項により決定した登録施設の名称、所在地及びチェックリストの結果等を公式観光サイトで公表するものとする。

3 登録施設の決定の有効期間は、登録証交付日から起算して3年間とする。

（ロゴマーク）

第9条 登録施設は、知事が別に定めるロゴマークを使用することができる。

2 登録施設がロゴマークを使用するにあたっては、知事が別に定める「「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言・登録制度ロゴマーク使用要綱」を遵守するものとする。

（更新）

第10条 宣言施設または登録施設が宣言または登録の更新を受けるにあたっては、有効期間が満了する30日前までに、有効期間中の施設の取組状況等を踏まえて申請書（様式第2号）及び必要な添付資料を再度作成し、提出するものとする。

（変更の届出及び辞退）

第11条 宣言施設または登録施設は、次に掲げる事項に変更があった場合は、変更届（様式第3号）により、当該変更があった日から30日以内に知事に届け出なければならない。

(1) 宿泊施設の名称

(2) 宿泊施設の所在地

2 宣言施設または登録施設は、次の各号に定める事項に該当することとなった場合は、直ちに宣言施設または登録施設の決定を辞退し、ロゴマークの使用を停止するとともに、宣言施設にあっては宣言証、登録施設にあっては登録証を知事に返還しなければならない。

(1) 第3条に規定する対象でなくなったとき。

(2) 第4条に規定する宣言施設の要件または第5条に規定する登録施設の基準に該当しなくなったとき。

3 知事は、前項の届出があったときは、宣言施設または登録施設の決定を取り消すものとする。

(決定の取消し)

第12条 以下のいずれかに該当する場合、有効期間の途中であっても、決定を取り消すことがある。

(1) 第3条に規定する対象でなくなったとき。

(2) 第4条に規定する宣言施設の要件または第5条に規定する登録施設の基準に該当しなくなったとき。

(3) 申請書または関係資料に虚偽の記載があった場合

(4) 宣言施設または登録施設より取消しの申し出があった場合

(5) 前各号に掲げる事由以外で、この要綱の趣旨・目的にふさわしくない宿泊施設であると認めた場合

2 知事は、前項の規定により取消しをするときは、理由を付して宣言施設または登録施設にその旨を通知するとともに、公式観光サイトから当該施設を削除するものとする。

3 宣言施設または登録施設は、前項に規定する取消しを受けたときは、速やかにロゴマークの使用を停止するとともに、宣言施設にあつては宣言証、登録施設にあつては登録証を知事に返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。